

認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業について
(令和 7 年度医療施設運営費等補助金)

1. 目的

医師少数区域経験認定医師に対して、医師少数区域等(※1)での勤務を促すことにより、医師偏在の解消を図ることを目的とする。

(※1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)(以下「法」という。)第 30 条の 4 第 6 項に規定する区域及び法第 30 条の 4 第 2 項第 14 号に規定する区域(法第 30 条の 4 第 6 項に規定する区域を除く。)内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして知事が定めたもの。

2. 補助対象者

医師少数区域等に所在する病院又は診療所

3. 補助対象経費

支援の対象となる医師(※2)に対して、補助対象者が支出した以下の経費。

- (1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- (2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費(※3)
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

(※2) 法第 5 条の 2 第 1 項の認定を受けた医師で、原則として同一の医師少数区域等所在病院又は診療所に週 32 時間以上(育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週 30 時間以上)勤務する医師とする。

(※3) (2) の経費については、支援の対象となる医師のために必要となる図書を病院又は診療所が購入する場合を含む。

4. 補助額の算出方法

- (1) 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

※ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
研修受講経費	認定を受けた医師 1 人当たり次により算出された額 (1) 研修受講料 10,000 円×勤務月数 (2) 旅費 県内 2,000 円×勤務月数 県外 12,000 円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 旅費 雑役務費（研修受講料）
専門書購入経費	認定を受けた医師 1 人当たり 54,000 円	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 備品費（図書）
他病院勤務経費	認定を受けた医師 1 人当たり 県内 4,000 円×勤務月数 県外 24,000 円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 旅費